

消費生活相談



一人で悩まず
すぐ相談を

原野商法の二次被害にご注意を！

「親から相続した山林がある。最近、『整地をして、広告すると売れる』などの電話が頻繁に入るが、信用できるか」との相談がありました。

「相続した土地は、親が三十数年前に購入したが、固定資産税は課税されず、放置されたままだった。最近、複数の業者から土地の測量や他の土地と買い替え、売却などの勧誘の電話が入るが、本当に売却できるか。できれば、費用をかけずに処分したい」とのことでした。

数十年前、値上がりの見込みがない山林や原野を不当に高い価格で売りつける原野商法が横行しました。

その原野の所有者の名簿が流れているようで、「売却するには土地の測量、草刈り、売却のための広告費が必要」などと持ちかけ、代金をだまし取る二次被害が急増しています。

また、「売れる土地と交換しないか」と新たな原野を勧められ、高額な支払いをしてしまう被害が高齢者を中心に発生しています。

原野商法で購入した土地の評価はかなり低く、転売が難しいのが現状です。

また、土地がある市町村に寄付したいという人もいますが、自治体の同意が必要です。

勧誘の電話があっても安易に対応せずに、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ】

消費生活センター… ☎24局